

由利本荘市農地賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっています。

この情報は、農地法第52条に基づき毎年公表するものです。

令和7年1月

由利本荘市農業委員会

(10 a 当たり)					
農地別・地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
水田	本 荘	9,000 円	17,400 円	3,000 円	1,093 筆
	矢 島	10,500 円	20,000 円	3,500 円	220 筆
	岩 城	8,100 円	17,400 円	3,700 円	262 筆
	由 利	8,000 円	17,400 円	3,000 円	677 筆
	大 内	10,400 円	17,400 円	3,000 円	343 筆
	東 由 利	7,500 円	19,800 円	3,000 円	493 筆
	西 目	10,000 円	17,400 円	3,000 円	264 筆
	鳥 海	8,700 円	17,500 円	3,000 円	338 筆
畑 地	市 全 体	5,300 円	10,000 円	1,000 円	70 筆

- ※ データ数は、集計に用いた筆数です。
- ※ 物納契約の場合は、17,370円/60kg(JA令和6年産ひとめぼれ1等米の概算払金額)で換算しています。
- ※ 農地の貸し借りを行う場合は、賃借料情報を目安とし、水稻の収穫量や圃場条件等を踏まえたうえで、最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決定してください。
- ※ 契約期間の途中であっても、農地法第20条第1項の規定により、双方が合意した場合は賃借料を変更することができます。